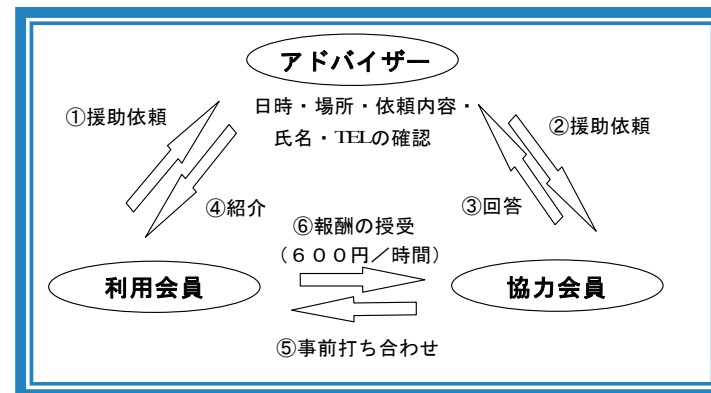
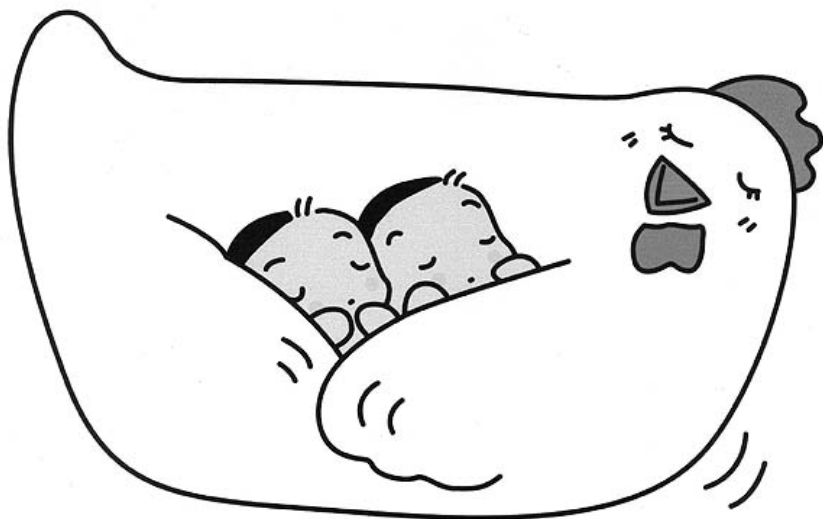


育児サポートセンター

協力会員の手引き

～地域でささえあう子育て応援システム～



○利用会員：「子育ての手助けをしてほしい人」

条件は基山町在住で、生後6カ月から小学3年生までの子どもをお持ちの方。会員登録には、印鑑とお子さんの写真1枚が必要です。

○協力会員：「子育てのお手伝いがしたい人」

条件は基山町在住で、健康で子育てに意欲があり、活動前に基本研修を受講した方。

【援助活動の流れ】

- ① 援助依頼・・・育児サポートセンターのアドバイザーへ電話。
Tel 92-6630 (3日前までに連絡ください)
- ② 援助依頼・・・アドバイザーが協力会員に連絡する。
- ③ 回答・・・協力会員は日時等を確認し、受理の回答をする。
- ④ 紹介・・・アドバイザーは利用会員へ協力会員を紹介し、事前打ち合わせ日を連絡する。
- ⑤ 事前打ち合わせ・利用会員は協力会員と事前打ち合わせをする。
(必ず、子どもさんとの顔合わせを行う。)
- ⑥ 報酬の授受・・・協力会員は、援助が終わったら活動報告書を書き、利用会員の確認印をもらう。利用会員は、報酬を協力会員に直接支払う。
- ⑦ 活動報告書提出・協力会員は1カ月分の活動報告をまとめ、翌月3日までに育児サポートセンターに提出する。
(その都度、提出してもよい)

○手助けできる内容

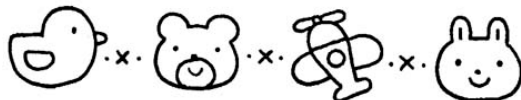
育児サポートセンターで行う援助は、あくまでも単発的、一時的なものですから、軽易かつ短期的、補助的なものです。

乳幼児の長時間保育等はいりません。



○具体的な援助の内容

- ・幼稚園・保育園の登園前の援助及び送り。
- ・幼稚園・保育園の迎え及び帰宅後の援助。
- ・学童の放課後または学童保育からの帰宅後の援助。
- ・子どもが軽度の病気の場合や兄弟の通院の間、冠婚葬祭の時など、臨時的・突発的にこどもを預かること。
- ・ママのリフレッシュ中の預かり。
(美容院、講習会、買い物、習い事など)
- ・産後ママの援助



○援助の範囲

- ・援助活動の対象となるのは、生後6カ月から、おおむね小学3年生の子どもです。
- ・利用の仕方や保険の説明を受けた後、会員登録をし、援助活動が行われます。(会員登録は随時行っています)
- ・託児場所は、
 - ① 利用会員自宅
 - ② 協力会員自宅
 - ③ きやま子育て交流広場の中から選ぶことができます。
- ・子どもの宿泊は行いません。



【協力会員の心得】

- 1 育児サポートセンターの活動の趣旨ときまりを守りましょう。
- 2 お互いのプライバシーを守りましょう。
- 3 育児サポートセンターへ連絡なしに、協力会員と交渉を直接行わないでください。協力会員と直接交渉した場合、補償保険が適用されません。
- 4 援助活動中に事故が発生した場合は、速やかに育児サポートセンターに連絡してください。
- 5 常に子どもの安全を確認しましょう。
- 6 援助活動後、協力会員は活動報告書を作成し、翌月3日までに育児サポートセンターに提出してください。提出がないものについては、補償保険は適用されません。

【共通理解】

- 1 事前打ち合わせは、援助活動依頼申込書に沿って必ず行い、子どもさんとの顔合わせも行ってください。
- 2 援助開始時間、終了時間は必ず守りましょう。
- 3 予定変更は、速やかに相手会員及び育児サポートセンターに連絡してください。
- 4 おやつや食事は、会員同士で十分に打ち合わせをしてください。
- 5 援助活動後、協力会員は活動報告書を作成し利用会員の確認印と報酬を受け取り活動報告書1部を育児サポートセンターに提出してください。

【報酬の基準】

- 平日：午前9時～午後5時・・・1時間あたり600円
- 平日：午前7時～午前9時・・・1時間あたり700円
- 平日：午後5時～午後7時・・・1時間あたり700円
- 土曜：午前9時～正午・・・1時間あたり700円
- ※ただし、託児場所までの送迎は利用会員で行ってください。

- 1 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなします。
- 2 30分未満は基準額の半額とし、30分以上は1時間とみなします。
- 3 取り消しの場合は、次のとおり利用会員が支払います。

- 前日取り消し・・・無料
- 当日取り消し・・・1時間分
- 無断取り消し・・・全額



- 4 おやつやおむつなど必要なものについては、利用会員が準備します。
- 5 利用会員は、当日活動記録に捺印するとともに、報酬を支払います。



【協力会員の補償制度について】

育児サポートセンターを安心して利用していただくために、利用会員になると自動的に「利用会員傷害保険」に加入することになります。(在団法人 女性労働協会)

子育て相互援助活動補償保険

- ① 会員傷害保険・・・協力会員が保育サービスの提供中や自宅と保育を受ける子ども宅や保育所等の往復途上（通常経路）において傷害を被った時の補償
- ② 賠償責任保険・・・協力会員が保育サービス提供中、第三者の身体または財物に損害をあたえたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合の補償
- ③ 依頼子供傷害保険・・・利用会員の子どもが保育サービス中に事故に被った場合、協力会員の過失の有無にかかわらず補償

※それぞれの補償額は別紙参照



育児サポートセンター

(きやま子育て交流広場内)

社会福祉法人 基山町社会福祉協議会
住所 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666
保健センター2F

TEL&fax 92-6630

